

社会医療法人について

1 社会医療法人とは

医療法の改正により平成19年度に創設された新しい医療法人の区分で、医療法人のうち、一定の要件を備えた医療法人を社会医療法人として認定し、救急医療、災害医療、へき地医療など、特に地域において必要とされる公益性の高い医療の実施を義務づける一方で、収益事業の実施を認めること等により、当該医療法人の経営の安定化と地域医療の強化を図るものである。

2 創設の経緯

救急医療や小児・周産期医療、へき地医療などの公益性の高い医療については、今まで公立病院が中心に行ってきた現状があるが、医師不足などの影響により公立病院の運営が極めて厳しい状況となっており、今後も公立病院を中心として、これらの医療を維持していくことが困難になってきていることから、へき地医療や救急医療等、地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人として、新たに「社会医療法人」が創設された。

※地域で特に必要な医療

- ・ 救急医療
- ・ 災害時における医療
- ・ へき地の医療
- ・ 周産期医療
- ・ 小児医療（小児救急医療を含む）

3 認定

都道府県知事の認定を受ける必要があり、上記「地域で特に必要な医療」のいずれかを実施していなければならないなどの要件を満たす必要がある。

要件を満たすためには、当該業務を行う病院又は診療所の構造設備、当該業務を行うための体制、当該業務の実績についての基準に適合しなければならない

【へき地の医療に関する基準】

- ・ 診療所の構造設備
へき地診療所として必要な診察室、処置室等を有していること
- ・ 業務を行うための体制
都道府県の医療計画にへき地医療を提供する施設として記載されていること
- ・ 業務の実績
診療日が209日以上であること

4 特徴

- ・収益事業や社会福祉事業などの実施が可能となる
→多様な事業展開による収益の確保
- ・法人税の優遇措置（一般の医療法人は30%）
→通常の診療業務など医療保健事業は非課税、収益事業等は22%
- ・社会医療法人債の発行
→円滑な資金調達による経営基盤の安定化

5 効果

収益事業の実施などによる医療法人の安定した経営を基盤として、地域医療の安定的、継続的な提供の確保が期待できる。

また、指定管理者として公の施設である病院、診療所等を運営できることから、今後、経営状況が厳しくなった公立病院の受け皿となることが期待できる。

6 認定状況

平成22年4月現在、全国で94法人、うち北海道では7法人が社会医療法人の認定を受けている。

認定年月	法人名	所在地	病院名
H20.7	カレスサッポロ	札幌市	北光記念病院
H20.11	函館渡辺病院	函館市	函館渡辺病院
H21.3	孝仁会	釧路市	孝仁会記念病院
H21.4	北斗	帯広市	北斗病院
H22.3	友愛会	登別市	友愛会恵愛病院
H22.3	禎心会	札幌市	禎心会病院
H22.3	母恋	室蘭市	日鋼記念病院（室蘭市）
			天使病院（札幌市）